

**平成23年度
安城版事業仕分け**

**事業仕分け結果に対する
市の方針(案)**

事業仕分け結果に対する市の方針 目次

事業番号	事業名	担当課	ページ
1	広報あんじょう発行事業	秘書課	1
2	アン・ジョー環境農業推進事業	農務課	2
3-1 3-2	デンパーク利用促進事業 デンパーク・道の駅施設運営事業	農務課	3
4	交通安全教育推進事業	市民安全課	4
5	緑のネットワーク事業	公園緑地課	5
6	公用車整備事業	財政課	6
7	庁舎施設管理事業	行政課	7
8	ごみ焼却施設管理事業	環境保全課	8
9	ごみ焼却灰溶融化事業	環境保全課	9
10	自動車駐車場運営事業	維持管理課	10
11	主要道路新設改良事業	土木課	11
12	市民保養事業	商工課	12
13	中心市街地活性化推進事業	商工課	13
14	あんくるバス運行事業	都市計画課	14
15	町内会活動支援事業	市民協働課	15
16	私立幼稚園就園奨励補助事業	子ども課	16
17	民間保育所支援事業	子ども課	17
18	知的障害児通園施設事業	障害福祉課	18
19	給食共同調理場運営事業	給食課	19
20	安祥閣施設管理事業	生涯学習課	20
21-1	市民会館施設管理事業	生涯学習課	21
21-2	市民会館文化鑑賞事業	生涯学習課	22
22	地震防災施設緊急整備事業	水道工務課	23
23	防災一般事業	防災危機管理課	24
24	野外センター活用事業	学校教育課	25
25	歴史博物館・市民ギャラリー・埋蔵文化財センター施設管理事業	文化財課	26
26	社会福祉協議会運営支援事業	社会福祉課	27
27	敬老事業	社会福祉課	28
28	子ども医療費助成事業	国保年金課	29

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	1	担当部・課・係名	企画部秘書課広報広聴係
事務事業名	広報あんじょう発行事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
■広報掲載記事を見直すべきである。 ①一部あたりの単価を提示して、市民ニーズの把握を定期的実施すべきである。 ②市民の登場するコーナーは多すぎないか。 ③掲載記事を選別し、タウン誌に委ねるべきである。 ④緊急時に必要な「休日夜間急病診療のご案内」や災害情報などを毎号掲載すべきである。 ■コスト削減努力をすべきである。 ⑤紙質が良すぎる（45kgを使用しているが、35kgにできるのではないか）。 ⑥月2回を1回にしたらどうか。 ⑦広告収入の増加策にも取り組んでほしい。			
2 1に対する取組方針			
■広報掲載記事を見直すべきである。 ①定期的なニーズ調査を実施する。 Eモニター制度(事前登録者に対して、インターネットを利用したアンケート調査。H24年度開始予定。)や市民アンケートを利用し、コストを提示したうえで、現行の広報の満足度を調査する。 ②ニーズ調査を参考にし、検討する。 市民で活躍している人や市内にこんな場所があるなどを知ってもらうことや、広報を手にとってもらうためのツールのひとつでもあることから、市民のコーナーは必要であると考え、掲載コーナーやページ数などはニーズ調査を参考に検討する。 ③ニーズ調査を参考にし、検討する。 谷本歩実さん特集のようなものは、常に掲載するわけではなく、趣旨がある場合のみ掲載する。 ④掲載方法を工夫する。 緊急時に必要な情報などを、広報保管用ファイルに掲載する。そうすることにより、広報保管用ファイルも、広報も保管していただける方法にしていく。 ■コスト削減努力をすべきである。 ⑤現行どおりとしたい。 すでに、2色刷りページは35kgを使用している。カラーページは、写真の仕上がりを考え、この種類では1番安いものを使用している。 ⑥月2回が適切だと考える。 タイムリーな記事を掲載するには、月2回が必要である。月1回にすると、ページ数が増え、必要な記事が見つけにくくなる。 ⑦広告掲載を検討する。 実施市へ確認したところ、記事の中に埋もれた広告は、応募が乏しいとのこと。裏表紙への掲載が有効だと考えるが、裏表紙は、事業の宣伝ページ（市民会館・歴史博物館など）として利用しているため、そのPR方法・経費なども比較し、有効な方法を検討する。			
3 今後の取組			
			見直し効果
平成23年度中	・平成24年版広報保存用ファイルの作成にあたり、休日診療など緊急時に必要な記事を掲載し、常に手元に残しておいて貰う工夫をする。 ・有料広告掲載方法について調査する。		
平成24年度	・Eモニター制度や市民アンケート調査結果をもとに、掲載記事などを見直す。 ・有料広告掲載の可否について判断する。		
平成25年度以降	・Eモニター制度を利用し、定期的に市民ニーズ調査を実施する。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	2	担当部・課・係名	産業振興部農務課農政係
事務事業名	アン・ジョー環境農業推進事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①課題、成果の相関が明確ではない。 ②転作に関しては国等の補助金もあることから効率経営ができている安城市では不要である。 ③農業者が利益を得るためならばこの補助金は不要である。 ④安城農業を盛んにするために本当に必要な補助をすべきである。 ⑤未来に向けての取組を絞って補助すべきである。			
2 1に対する取組方針			
①産地振興（理想の特産）と農家の組織育成事業（理想の経営）については、市内に少しでも本市の特産品が多く作付されることや、農業経営体の強化を目標としていることから長期的な事業とする。また、水稻直播栽培の普及拡大、堆肥の施用による地力増進の事業など必要な事業は、県、農協と協議をして出来る限り目標値を設定し、毎年、評価を行う。 ②戸別所得補償は個々の補償であり、転作の団地化推進のための本補助とは目的及び対象が違うものである。また転作の団地化は農用地利用改善組合が調整した結果である。そのため、改善組合は今後も必要な組織であり、集落営農を推進していく上で活動支援は必要と考える。なお、現在の農用地利用改善組合が支払い対象となっている事業を見直し、農用地利用改善組合に対しては転作団地化など地域の取りまとめを行っていただくため、今後も組織運営に対する支援を継続し、その他現に必要な事業に対しては引き続き補助事業として行っていく。 ③この補助は農業者へ利益を供与する目的のものでないので、農業振興のために必要な補助は継続していく。 ④、⑤県、農協と協議し、安城農業の課題を解決する事業や普及すべき事業を中心として補助を実施していく。目標値を設定している事業は、検証を行い効果を把握する。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	短期的な補助と長期的な補助の住み分けをし、県、農協と協議をし安城農業の発展のための補助要綱を策定する。		
平成24年度	新事業の施行 事業効果の確認をし、基本的には3か年の事業であるが、目的を達した事業については廃止をする。	水稻の品種別団地化栽培に対する補助の廃止 JA各部会に対する補助の一部廃止 ▲500万円	
平成25年度以降	事業効果の確認をし、基本的には3か年の事業であるが、目的を達した事業については廃止をする。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	3-1 3-2	担当部・課・係名	産業振興部農務課農政係
事務事業名	デンパーク利用促進事業 デンパーク・道の駅施設運営事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①市民の憩いの公園か観光拠点か、市民にもっと入園して欲しいのか入園者が50万人になって欲しいのか、運営目的を明確にすべき ②集客できるイベント企画、講座、食事（含テナント）、土産を見直し魅力ある運営を望む ③税投入を減らし選択と集中で見極めるべき。ハイレベルな植栽の見直し。 ④利用促進事業は、市民にデンパークの魅力を知ってもらうことが目的なのか、税金で無料入園券を配ってデンパークを利用してもらうことが目的か。また利用されていない約85%についてどう捉えるか。 ⑤外郭団体改革プランを策定し、厳しく進行管理すべき			
2 1に対する取組方針			
①デンパークの運営目的は、市民に愛される公園であるとともに安城市の観光拠点をめざすもの。1人でも多くの市民に何度も利用してもらい、市外の方も含めて年間入園者50万人を目指す2本立てのスタンスは変えない。 ②引き続きアンケートにて入園者の意見を聞き、よりよい企画や運営を常に心掛けるよう指定管理者に指示する。また、地元で活躍する店舗や商品などの情報収集に努め、デンパークを通じた発信により結果として集客に繋がるよう努める。 ③経費節減と税投入削減を念頭に公園運営を行う。ただし市民判定人の意見にあるよう「他にない施設」、「安城市のシンボル」としての公園運営を目指し、現状の植栽管理は継続維持する。また碧海信用金庫による分析では、デンパークの運営における平成19年度の経済波及効果は約37.4億円と試算されていることから、引き続き公園運営による地域活性化を図る。 ④利用促進事業は、市民へのアドバンテージであるとともに、魅力を知って何度も来園していただくためのインセンティブでもある重要事業と考える。今後もデンパークに興味を持ち、魅力をもっと知ってもらうための広告方法を検討しながら継続する。 ⑤第5次安城市行政改革大綱のアクションプランのとおり、経営改善計画の策定に取り組む。			
3 今後の取組			
			見直し効果
平成23年度中	・財団法人安城都市農業振興協会が行う新たなデンパーク中期計画（平成24～26年度）の策定に積極的に関与するとともに進捗管理を行う。また、経営管理課において外郭団体の経営改善方針の策定を行う。		
平成24年度	・安城都市農業振興協会の経営改善計画策定		
平成25年度以降	・平成26年度以降の指定管理者について審査、選定を行う。 ・安城都市農業振興協会の経営改善計画のモニタリング実施		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	4	担当部・課・係名	市民生活部 市民安全課 交通係
事務事業名	交通安全教育推進事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①甲種、乙種指導員の報酬は時給換算すると高額である。交通指導及び交通安全教室はボランティア指導員でも実施可能ではないか。 ②交通安全市民大会、高齢者交通安全大会は統合して行えるのではないか。（交通安全大会は必要） ③自転車大会、交通安全パレードは本当に市民の交通安全意識を高めているのか疑問である。			
2 1に対する取組方針			
①甲種指導員の業務は、登下校の交通指導の他、交通安全教室の講師、交通安全市民運動におけるキャンペーン等の広報活動などを行っている。特に交通安全教室では所定の研修と経験が必要であるので、現行指導員で対応する。なお、乙種指導員は地域ボランティアの方も充実してきているので、廃止について推薦者でもある町内会長連絡協議会との調整を行う。 ②交通安全市民大会については、年頭において交通安全市民運動活動方針を発表し市民の交通安全意識を高めるために実施しており、小学生のポスター展等の表彰式も兼ねているため継続実施する。高齢者交通安全大会については、主催者の老人クラブ連合会の意見を聞いて交通安全市民大会との合同開催の方向で検討する。 ③自転車大会は、本市のエコサイクルシティ計画にも位置づけられ、自転車の事故防止のためルール、マナーを学んでもらい、その技術等を競う大会であるので、子ども自転車大会、高齢者自転車大会は継続実施する。交通安全パレードは、地域に交通安全を啓発し、交通少年団の活動発表の場でもあるので継続実施する。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	①乙種指導員について各町内会と調整を行う。条例、交通指導員設置要綱の改正 ②高齢者交通安全大会について老人クラブ連合会の意見聴取		
平成24年度	②交通安全市民大会と高齢者大会の合同実施	①乙種指導員を廃止することで経費削減（▲6,324千円） ②市民大会、高齢者大会合同で経費圧縮（▲170千円）	
平成25年度以降			

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	5	担当部・課・係名	都市整備部公園緑地課花とみどりの係
事務事業名	緑のネットワーク事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①コスト縮減	・愛護会などの市民協働や委託方式の検討による縮減。 ・当初建設時の維持管理費の検討。		
②市民協働	・市民協働によるコスト縮減。		
2 1に対する取組方針			
①コスト縮減 ・植栽の検討 イダレウなど除草作業を軽減する樹木を植えていく。そのため、緑道整備計画時に除草回数を減らす植栽の設置を県や市などの工事主体に要望していく。また、現在草地のところへ、直営によるイダレウの移植（現在設置されているイダレウからの株分け）を試験的に実施する。 ・手法の検討 シルバー人材センター（以下、シルバーという。）へ委託する除草作業の範囲を拡大することにより、コストの縮減を図る。そのため、シルバーとの協議を進めて行く。 ・愛護会活動の強化 現在ある街路樹愛護会の中に緑道愛護会（スーパー愛護会）を組織し、民間委託の入らない除草作業を実施することで、コストの縮減を図る。そのため、報奨金の見直しを含め検討し、平成25年度の設立実施を目指す。 ②市民協働 市民が参加できる街路樹愛護会の一層のPRを行い拡充を図る。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	・今年度の県施工水環境事業で発注される二ツ池緑道のL=175mの植栽について、イダレウを要望する。 ・シルバーと除草範囲拡大の協議を実施する。 ・緑道愛護会の設立のための諸条件整理を行う。 ・街路樹愛護会の設立へ向け、地元組織以外のボランティア団体等への声掛けを行う。		
平成24年度	・直営にて、明治緑道で、イダレウの移植を計50㎡で試験的に実施する。 ・緑道愛護会（スーパー愛護会）の設置基準を決める。 ・街路樹愛護会や緑道愛護会（スーパー愛護会）設立の呼びかけを広報やホームページを使い積極的に行う。		直営・・・イダレウ 50㎡植付け 平成23年度（供用）二ツ池緑道 除草回数削減（3回→1回） 面積1,700㎡ ▲493千円 シルバー委託 明治緑道 面積2,000㎡ ▲486千円 合計 ▲979千円
平成25年度以降	・平成26年実施される中井筋の県施工水環境事業の設計に除草作業を軽減させる植栽を設置するよう県に要望する。 ・緑道愛護会を設立する。 ・街路樹愛護会や緑道愛護会（スーパー愛護会）設立の呼びかけを広報やホームページを使い積極的に行う。 ・直営にて、平成24年度の状況を踏まえイダレウなどの移植作業を毎年行う。		直営・・・イダレウ50㎡/年植付け 平成24年度（供用）二ツ池緑道 除草回数削減（3回→1回） 面積300㎡ ▲87千円 シルバー委託 明治緑道 面積累計4,000㎡ ▲972千円 緑道愛護会 明治緑道 面積累計2,500㎡ ▲1,087千円 合計▲単年2,146千円 累計3,125千円

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	6	担当部・課・係名	財政課・管財係
事務事業名	公用車整備事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
① 公用車の一元管理25台をもっと増やし、効率を高めることができるのではないか。 ② 公用車の使用時間について、朝夕に使用するなどの融通を利かせれば稼働率は上げられる。予約時間を15分単位にし、使用時間に修正するなどの方法にできないか。 ③ 自転車の利用を促進し、タクシーを利用すれば公用車の台数を減らせるのではないか。 ④ 車の整備についての民間比較には、整備工場の償却費等が入っていないので、公平な比較とは言えない。民間委託の方向で検討していることは妥当と考える。			
2 1に対する取組方針			
① 一元管理台数は、平成24年度には30台程度に増やし効率化を図りたい。 ② 予約時間は、10分単位とし、使用後は時間を修正するようにしていく。 ③ 自転車と鍵の位置を変更し、全職場から2分以内に使用できるようにする。 ④ 整備工場の償却費等を含めたコスト比較をし、整備事業の民営化を進める。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	① 一元管理車から3台を削減する。 ② 予約、使用時間を変更する。 ③ 自転車と鍵の位置を変更する。 ④ 整備事業のコストを民間と比較する。	① 車費用の削減 ▲4,020千円 ② 稼働率の向上 ③ 自転車の使用率の向上 ④ コスト意識の醸造	
平成24年度	① 公用車全体で2台を削減する。 ② 使用時間等の修正を徹底する。 ③ 自転車の稼働率をチェックする。 ④ 車検をすべて民間委託とする。	① 車費用の削減 ▲2,680千円 ② 稼働率の向上 ③ 車使用の抑制 ④ 民間委託化の推進	
平成25年度以降	① 毎年、公用車全体で2台を削減する。 ② 使用時間等の修正を徹底する。 ③ 自転車の稼働率を高める。 ④ 整備業務を段階的に民間委託する。	① 車費用の削減 ▲2,680千円 ② 稼働率の向上 ③ 車使用の抑制 ④ 民間委託化の推進	

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	7	担当部・課・係名	総務部 行政課 庶務係
事務事業名	庁舎施設管理事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①個別で発注している委託業務を総合建物管理委託で発注したり、同種の業務のパッケージ化をしたほうが経費の削減になるのではないかな。 また、支所など他の施設とまとめて委託することも検討してはどうか。 ②庁舎建替は庁舎施設管理事業に含めるべきではない。			
2 1に対する取組方針			
① ・他施設で過去に総合建物管理委託と個別業務委託と検討した結果、個別業務委託のほうが安価であった実績がある。また、総合建物管理委託の場合は全て市外業者となる可能性がある。市内業者の育成という視点から引き続き個別業務委託を行う。 ・同種の業務のパッケージ化は新年度から行う。 ・エレベータ保守、自動扉保守は既に経営管理課が全庁的にとりまとめている。他の業務についても経営管理課がとりまとめを進める。 ② ・築45年の本庁舎は建替・建設基金積立を検討する時期が来ていると考えている。建設基金積立の開始など具体的な取組みを始める場合には、庁舎建替を庁舎施設管理事業とは別事業にしていきたい。また、建替は10年以上先であると考えられるので、今後の修繕計画を立案し、庁舎の延命を図る。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	庁舎修繕計画の作成	・修繕業務の平準化	
平成24年度	同種の業務のパッケージ化	・契約事務量の軽減	
平成25年度以降			

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	8	担当部・課・係名	環境部 環境保全課 環境クリーンセンター
事務事業名	ごみ焼却施設管理事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①ごみ焼却施設の管理業務を随意契約から競争入札にできないか。 ②同一の業者と契約している運転管理と保守点検の2業務を、まとめて契約できないか、また、そうすることで減額できないか。			
2 1に対する取組方針			
①現状のごみ焼却施設管理業務を製造者の性能保証の観点及び施設の延命化との整合を考慮すると、焼却施設の性能に係る業務について競争入札に切替えは難しい。しかし、ごみ焼却の性能に係らない設備の点検業務を一般競争入札で分割発注するなど検討する。 ②内容が異なる業務の委託契約をひとつの契約にすることや交換部品などを別途発注するなど、経費削減につながるよう委託業務内容を見直す。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	次年度に向け競争入札が可能かどうかの調査、研究を進める。		
平成24年度	保守点検業務の一部について条件付一般競争入札を実施する。 運転管理と保守点検をひとつの業務としてまとめて委託発注する。	入札による価格減 合理化による経費等削減	
平成25年度以降	保守点検委託で必要とする交換部品を、入札により調達し、業者に支給する。		入札による価格減

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	9	担当部・課・係名	環境部 環境保全課 環境クリーンセンター
事務事業名	ごみ焼却灰溶融化事業		
仕分け判定結果	現行どおり・拡充		
市としての取組方針	現行どおり・拡充		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①ごみ焼却灰の処理方法は、本事業の溶融化の他にないのか。また、その溶融処理のコストは下げられないか。 ②市としての焼却灰の溶融処理量はどれだけが適当と考えているか。また、環境に配慮した資源化をより進められないか。			
2 1に対する取組方針			
①溶融処理の他にセメント原料化による処理があるが、現在受入先が遠方で現実的な方法ではない。また、水砕スラグ処理も受入先はないので、本事業の徐冷スラグによる溶融処理を継続するしかなく、相手先1社との価格交渉では処理費の削減は難しい。 ②昨年度、焼却灰の最終処分先を衣浦ポートアイランドから愛知臨海環境整備センター（アセック）に切り換えたことにより、安定した処理先の確保にめどができたことから、来年度予定している一般廃棄物処理基本計画の見直しにあわせて、処理先の分散確保を考慮しつつ溶融処理量の設定をしていく。今後も環境に配慮した焼却灰処理の観点から溶融処理を継続する。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	平成23年度は、計画量の1500トンの焼却灰の溶融処理を進める。		
平成24年度	環境に配慮して、1500トンの焼却灰の溶融処理を目標とする。		
平成25年度以降	環境に配慮して、1500トンの焼却灰の溶融処理を目標とする。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	10	担当部・課・係名	建設部維持管理課管理係
事務事業名	自動車駐車場運営事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①市が駐車場経営を行う必要性。 ②駐車場に関する市民ニーズの把握			
2 1に対する取組方針			
①市営駐車場の民営化した場合の比較検討 ②市民アンケート等による、違法駐車、駐車場利用の満足度の調査			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	市と民間の経営比較の現状分析		
平成24年度	市と民間の経営比較の分析、検討 アンケートによる市民ニーズの把握		
平成25年度以降			

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	11	担当部・課・係名	建設部 土木課 道路建設係
事務事業名	主要道路新設改良事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①情報公開による透明性の向上 ●どのように検討しているのか ●計画・整備状況の市民への周知不足 ●事業か所の選定理由を公開すべき			
2 1に対する取組方針			
①事業実施のプロセスおよび実施中事業の進捗状況を市ホームページで公表する。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	ホームページに掲載する内容を検討する。 道路整備事業の区分と概要（主要道路、生活道路、歩道設置） 道路整備事業の事業化の流れ 路線別の概要（事業の目的、選定理由、進捗状況等）		
平成24年度	事業実施のプロセスおよび進捗状況を市ホームページで公表し、掲載内容の充実を図る。		
平成25年度以降			

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	12	担当部・課・係名	産業振興部商工課労政係
事務事業名	市民保養事業		
仕分け判定結果	ゼロベースで見直し		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①保養施設を作らなかったのは高く評価でき、いつでも止められる事業である。 ②保養目的の効果が把握されておらず、測れない事業に補助をするのは公平性に欠ける。 ③利用率が16%というのは、周知されていないのか、または申請が煩雑、対象地区等の面から利用が少ないのではないかな。			
2 1に対する取組方針			
①判定結果はゼロベースの見直しとなったが、市としては制度を改善して、事業を継続する。 災害発生時相互応援協定、環境対策、野外教育活動により連携する市町村との交流を図り、また、心身のリフレッシュや親睦を図る目的で宿泊補助をする。 ②事業の効果は、アンケートを行って市民の声をきく。 ③申請手続きを簡略化するため、宿泊後の申請とし、宿泊施設から発行された宿泊代金の領収書を必ず添付する。 また、周知方法は広報や商工会議所会報、HPに掲載、幼保育園・小中学校の生徒、町内会にチラシを配布して周知を行っていく。			
3 今後の取組			
			見直し効果
平成23年度中	・補助対象地区の精査 愛知県（犬山市・知多郡美浜町・南知多町・蒲郡市・額田郡幸田町・新城市・西尾市・田原市）・砺波市・加賀市・飯田市・多治見市・掛川市・根羽村 岩手県・宮城県・福島県（H27.3.31まで） ・宿泊回数1人 3泊を2泊までとする ・宿泊後の申請・・・領収書添付		
平成24年度	・宿泊回数1人2泊は4月から実施（平成23年度までは1人3泊） ・宿泊後の申請、縮小した対象地区宿泊補助は10月から実施（4月～9月までは周知期間）		・市民保養所利用補助金の削減 ▲18,750千円 〔補助金 4月～9月分 30,000千円 10月～3月分 7,500泊×1,500円＝11,250千〕
平成25年度以降	・アンケートを実施		・市民保養所利用補助金の削減 ▲18,750千円 〔補助金（4月～3月） 15,000泊×1,500円＝22,500千円〕

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	13	担当部・課・係名	産業振興部商工課商工観光係
事務事業名	中心市街地活性化推進事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①中心市街地活性化のための補助金と商業振興のための補助金が混在していて商業者への補助金が幾重にも出せるしくみになっているように感じる。 ②市民ニーズを捉えたうえで中心市街地商業のあり方を決めるべきで、それを空き店舗活用事業にも活かしていかなければならない。 ③中心市街地の明確なビジョンを持って、それを公表し、説明したうえで市民が納得する活性化の事業を行うべきである。 ④活性化の具体的な指標を設定し、年次ごとのフォローアップをしてきちんと進捗管理をすべき。			
2 1に対する取組方針			
①現状は同一の補助対象者が行う同一の事業に対し、複数の補助金を支出する仕組みにはなっていないが、定期的に補助事業の目的・効果等を勘案し、補助金のあり方を見直す。 ②中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、市民アンケートの結果も踏まえて事業を設定している。空き店舗活用事業についても、市民ニーズを意識した事業の方向性を検討する。 ③新たな中心市街地活性化基本計画においては、基本理念を「にぎわい こだわり 環境のまち」とし、基本理念を踏まえて、目指すべき4つの活性化の目標を「基本目標」として定めている。計画の公表を踏まえ、今年度当初から活性化の基本目標を達成することができるよう、事業を推進する。 ④上記4つの基本目標ごとに目標指標を定めており、計画の最終年度に目標値を達成するために各種事業が実施されるよう、事業を進捗するとともに、年度ごとに目標指標の状況を調査して管理を行う。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	・ 中心市街地活性化基本計画を公表する。 ・ 各基本目標に位置づけられた事業を推進する。		
平成24年度	・ 各基本目標に位置づけられた事業を推進する。 ・ 各目標指標の数値を調査し、目標管理を実施する。		
平成25年度以降	・ 各基本目標に位置づけられた事業を推進する。 ・ 各目標指標の数値を調査し、目標管理を実施する。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	14	担当部・課・係名	都市整備部都市計画課総合交通係
事務事業名	あんくるバス運行事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
① あんくるバスが運行していない地区の検討 ② 採算性について（運賃について市民に判断してもらう） ③ 利用者層のターゲットを絞り、運行目的を明確にする			
2 1に対する取組方針			
① あんくるバス利用可能地域のみならず、鉄道・路線バスも含めた公共交通が利用しにくい地域を抽出し、抽出された地域にコミュニティ交通の運行を検討する。 ② 運行経費に対し運賃100円の妥当性の検討及び利用目的のアンケート等を行う。 ③ 主たる対象である交通弱者の行動範囲を把握し運行ルートの再検討を行う。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	①空白地域におけるコミュニティ交通の検討業務中。対象地域においてヒアリングを行い、行動実態を把握するとともに新たなコミュニティ交通のあり方を整理する。 ②あんくるバス利用者に対し、運賃の妥当性について調査実施中で、利用促進につながる運行形態等を検討する。 ・乗り継ぎ等の利便性を改善するダイヤ改正の検討を行う。 ・商店街で利用できるアトム通貨（アトム通貨実行委員会安城支部）との連携の検討中。 ・利用促進策を行うことにより平成26年度に利用者数45万人を目標とする。		運行負担金▲180万円 目標人数（38万8千人）
平成24年度	①空白地域においてコミュニティ交通の試験運行し、その効果を検証する。 ②③あんくるバスの利用状況を調査するとともに市民全体に運賃の妥当性など運行形態のあり方についてアンケート等調査を行う。		運行負担金▲172万円 目標人数（41万5千人）
平成25年度以降	①新コミュニティ交通の本格運行を実施する。 ②③あんくるバス運行の見直しを検討する。		運行負担金▲224万円 目標人数（45万人）

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	15	担当部・課・係名	市民生活部市民協働課地域振興係	
事務事業名	町内会活動支援事業			
仕分け判定結果	要改善			
市としての取組方針	要改善			
1 事業仕分けの論点、課題等				
① 町内会の活動及び活動費用の全体像の把握が必要。 ② 補助基準の根拠を明確にする必要がある。 ③ 全体像を把握したうえで、必要な補助金を支出すべきであり、活動の内容に応じた補助のシステムを検討すべきではないか。				
2 1に対する取組方針				
① 各町内会から予算・決算資料、事業報告書・事業計画書を提出してもらい全体像の把握に努める。 ② 補助金の算定基準の見直しを検討する。 ③ 市と町内会の役割を明確にし、補助金のあり方を検討する。				
3 今後の取組				見直し効果
平成23年度中	資料提出に向け、町内会長連絡協議会を通じ各町内会と調整を行う。			
平成24年度	平成23年度決算及び24年度予算資料、23年度事業報告及び24年度事業計画を提出してもらい全体像を把握する。			
平成25年度以降	補助制度の見直しも含め、町内会への支援制度を検討する。			

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	16	担当部・課・係名	保健福祉部子ども課庶務係
事務事業名	私立幼稚園就園奨励補助事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①私立幼稚園を選択して通園しているのに、なぜ補助金を支払う必要があるのか。 ②私立幼稚園のサービスを把握する必要があるのでは。 ③市単独部分の補助について所得制限はないが、それをどう考えるのか。 ④公立幼稚園が定員割れしていることに対して、対策する必要はないのか			
2 1に対する取組方針			
①保護者の選択の幅を広げるため、また、公立幼稚園の立地条件、送迎の問題などがあり、補助金の継続は必要である。 ②私立幼稚園の教育、サービス内容を調査する。 ③公立幼稚園と私立幼稚園に授業料の差があるため、支援は必要だと考えるが、補助金額・補助対象が適切かどうかは検討していく。 ④公立幼稚園は3歳児と4・5歳児の定員が異なっており、3年間の保育が中心となってきた現状と合わなくなっている。サービス内容、定員について検討していく。			
3 今後の取組			
			見直し効果
平成23年度中	②私立幼稚園の教育、サービス内容の調査		
平成24年度	②私立幼稚園の教育、サービス内容の調査 ③補助額、補助対象の検討 ④公立幼稚園のサービス内容、定員についての検討		
平成25年度以降	②私立幼稚園の教育、サービス内容の調査 ③④検討結果をふまえて見直しを実施		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	17	担当部・課・係名	保健福祉部子ども課子ども係
事務事業名	民間保育所支援事業		
仕分け判定結果	現行どおり・拡充		
市としての取組方針	現行どおり・拡充		
1 事業仕分けの論点、課題等			
① 国の定義に基づく待機児童は出ていないが、現実、保育に欠ける児童が認可保育所に入れないのではないかと。 ② サービスや給与水準を公立保育所に合わせることは民間の公務員化ではないかと。 ③ 市独自の補助金は継続的なものでなく、本当に必要なものに補助する考えも必要ではないかと。 ④ 認可外保育所への支援も必要ではないかと。			
2 1に対する取組方針			
① 待機児童の考え方は国の定義に基づいたものとするが、今後増加する低年齢児の入所希望に対応すべく施設整備及び保育士の確保に取り組む。 ②③ 保育に欠ける子の保育の場所を確保するため、入所受付、保育料の賦課及び徴収、国が定めた保育指針に基づく保育サービスなど、公私立の区別なく実施する必要がある。運営は各園の方針のもと実施されており、民間の独自性が活かされていると考えるが、民間のやる気を一層促す支援策を検討していく。 また、保育士の処遇（労働単価）については公務員水準の妥当性を検討する必要があるが、同等の保育サービスを提供する施設で働く者に対しては、保育士のモチベーションの維持なども含め平等であるべきと考える。 ④ 待機児童対策への方策として、支援のあり方を検討していく。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	① H24年度の低年齢児保育対策のための施設整備及び保育士の確保を行う ④ 待機児童対策としての認可外保育所利用者への支援策を調査検討		
平成24年度	① H25年度の低年齢児保育対策のための施設整備及び保育士の確保を行う ③ 民間のやる気を促す支援策を検討 ④ 待機児童対策としての認可外保育所利用者へ支援策を実施		
平成25年度以降	① H26年度の低年齢児保育対策のための施設整備及び保育士の確保を行う ③ 各民間独自の保育サービスの実施に対する補助を実施		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	18	担当部・課・係名	保健福祉部 障害福祉課 サルビア学園
事務事業名	知的障害児通園施設事業		
仕分け判定結果	現行どおり・拡充		
市としての取組方針	現行どおり・拡充		
1 事業仕分けの論点、課題等			
① 法改正に伴い、児童発達支援センターへの移行が円滑に行われるように十分検討されたい。 ② 早期に適切な療育をお願いしたい。 ③ ニーズの見通しからすれば、定員の拡充が必要だと考えられる。 ④ 個別指導が必要な子には、市が責任を持って環境を整えるべきである。 ⑤ 園児・保護者・保育士の満足できる施設を目指すべきである。			
2 1に対する取組方針			
① 平成24年4月に児童福祉法の改正が予定されているので、情報の収集に努める。 ② 知的障害児を早期発見し、早期の療育が可能な体制の整備を検討する。 ③ サルビア学園の事業拡充を検討する。 ④ 健康推進課、障害福祉課、子ども課、教育委員会の連携を強化する。 ⑤ 児童発達支援センターの体系と施設の整備について、それぞれの立場で検討を行う。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	庁内組織である「健康とやすらぎ推進本部」で、サルビア学園の児童発達支援センター化（法改正対応）について検討する。		
平成24年度	「健康とやすらぎ推進本部」において、サルビア学園を含んだ療育体制のあり方について検討する。		
平成25年度以降	市としての施設整備計画を決定する。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	19	担当部・課・係名	教育振興部給食課
事務事業名	給食共同調理場運営事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①給食調理業務委託と給食配送業務委託について、随意契約をしているが、コスト削減に向けての方針について			
2 1に対する取組方針			
①現在委託している施設管理協会、安城市トラック事業協同組合の委託料の節減に向けて見直しを図りつつ、民間委託を視野に入れて検討する。			
3 今後の取組			
			見直し効果
平成23年度中	①施設協会の調理配置人員、勤務時間等の見直しによる人件費の節減を検討し、その結果を予算に反映すべく調整する。 ②平成24年度予算に向けて、委託料節減についてトラック協会と仕様の見直しを含めた交渉をする。 ③民間委託について検討を開始する。		
平成24年度	更なる委託料の削減を図るとともに民間委託についての継続して検討をする。		
平成25年度以降	更なる委託料の削減を図るとともに民間委託についての継続して検討をする。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	20	担当部・課・係名	生涯学習部生涯学習課庶務係
事務事業名	安祥閣施設管理事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①安祥閣の存在をもっと知らしめる必要がある ②利用率を向上させる必要がある ③設置当初とは社会情勢が大きく変化している。長期的には生涯学習施設全体を見直す中で、施設の統廃合を含めた検討を行うべきである			
2 1に対する取組方針			
①新しいメディア等を活用したPRの強化 ②主催事業の充実、自主グループ化の促進によるリピーターの増加、新規顧客の開拓 ③施設の統廃合を念頭においた生涯学習施設全体の役割の見直し			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	主催事業の充実、ホームページの増強、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどの新しいメディアの活用	今まで利用の少なかった層へのPRにより、新規顧客の開拓が見込める	
平成24年度	主催事業の受講生を中心とした自主グループ化を促進	自主グループの増加により、新規顧客、リピーターの獲得につながる	
平成25年度以降	施設の統廃合を含めた生涯学習施設長期計画の作成	生涯学習施設の長期計画を考える中で、安祥閣の存在意義を再考することができる	

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	21-1	担当部・課・係名	生涯学習部 生涯学習課 市民会館
事務事業名	市民会館施設管理事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
① もっと、利用率の向上並びに市民サービスの向上を図ってほしい。 ② コスト意識を持ち経費の削減に努めてほしい。 ③ 指定管理者制度の導入に関してはどのように考えているか。			
2 1に対する取組方針			
① 長期目標、利用率70%（全国平均58%）を目指して、利用率並びにサービスの向上を図るため調査研修を実施する。 ② 不必要な経費の徹底した削減を図る。 ③ 近年中に指定管理者制度に移行できるよう検討をする。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	①高利用率施設の運営方法を調査する。 ②③指定管理者制度に向けての検討。		
平成24年度	①高利用率施設を目指して、運営方法を検討し、対策実施をする。より利用しやすいシステム（施設管理予約システム）導入の検討。 利用者から要望の高い備品の補充。 ②③指定管理者制度に向けての検討。		
平成25年度以降	①施設予約管理システムへの移行。 ②③指定管理者制度実施に向けての諸手続きの実施。（25年度） 指定管理者への移行。（26年4月）		②③会館の管理運営を一元化することにより、効率性の高い運営管理及び自主事業並びに文化の振興が図れる。

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	2 1 - 2	担当部・課・係名	生涯学習部生涯学習課文化振興係
事務事業名	市民会館文化鑑賞事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①公費を投入してまで実施する必要性はない。 ②民間委託等により経営の合理化を図るべきである。 ③公演回数、内容、利用者負担を見直し黒字化を図るべきである。 ④公演の回数を増やし、ジャンルも拡げて大勢の市民が来るようにすべきである。 ⑤市民の文化意識を高める目的なら、事業を精査して全額市負担で実施すべきである。 ⑥事業の選定方法について、改善を図るべきである。			
2 1に対する取組方針			
今後、年間事業数を見直すとともに教育・芸術性と採算性の兼ね合いを考慮しながら事業を選定する。具体的な事業内容については、新たに選定会議を設けて決定する。 将来的には、市民会館の指定管理者制度への移行（H26.4.1目途）の中で、指定管理事業者の自主事業として継続すべきか検討する。ただし、一部事業（吹奏楽フェスティバル）については、市民参加型事業として教育的な意義も深いため、教育委員会事業として残し、指定管理移行後、現在の市民会館文化鑑賞事業は廃止とする。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	平成23年度中のすべての事業が決定しているので、残りの事業について幅広くPRを行って集客増に努め、収益の確保を図る。（市広報掲載、地域情報誌・新聞への情報提供、市内外公共施設・企業・店舗・教室等へのチラシ・ポスターの配付、チラシの町内会回覧依頼、新聞広告への掲載など）また、市民会館の指定管理者制度への移行検討の中で、文化鑑賞事業の指定管理への移行についても合わせて検討する。		
平成24年度	市制60周年記念事業として、教育性、芸術性の高い事業を優先して選定し、趣味、娯楽性の強い公演については、事業数を縮減するとともに採算性を考慮して選定する。また、引き続き指定管理への移行について検討する。	NHK公開録画の招致及び自主公演数の縮減により、全体としての公演数を確保しつつ事業の縮小を図る。また、教育・芸術性の高い公演を実施することにより市民の芸術に対する意識を高める。 H24 ▲2,400千円(2事業減)	
平成25年度以降	平成25年度については、前年度並みの事業規模の中で教育・芸術性と採算性の兼ね合いを考慮して事業を実施するとともに指定管理者制度移行へ向けての具体的な準備を行う。平成26年度以降については、市民会館の指定管理者制度への移行に合わせて、文化鑑賞事業も指定管理事業者の自主事業に移行させ、市事業としての文化鑑賞事業は廃止する。	指定管理者制度移行後、文化鑑賞事業は、指定管理事業者がその経営の中で、公益性、採算性を考慮して実施する。 H25 ▲2,400千円 H26 ▲4,800千円(平成23年度比4事業減:上半期は市事業として実施)	

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	22	担当部・課・係名	上下水道部水道工務課工務係
事務事業名	地震防災施設緊急整備事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
事業の早期完了のために			
①事業内の4つの対策（施設・基幹管路の耐震化、バックアップ、復旧対策）の優先順位付けを行うべきである。			
②財源の確保（水道事業内での経費削減及び水道料金の改定）を図るべきである。			
2 1に対する取組方針			
①本事業内での順位付けを見直し、事業の早期完了の検討を行う。			
・優先順位を、1.施設の耐震化、2.基幹管路の耐震化、3.復旧対策、4.バックアップ対策（バイパス管整備）とする。			
（1）施設の耐震化については、中部配水場が完了しており、北部浄水場の整備が終了すると市内の被災時の応急的な配水は可能となることから順に整備を行う。また、南部浄水場においては再配置を含めた整備の検討を行う。			
（2）基幹管路の耐震化は、事業速度を速め、完了時期を施設の耐震化完了時に合わせ、平成41年度から平成33年度に短縮し整備するための検討を行う。			
（3）復旧対策は、平成24年度完了となることから現行どおりとし、バックアップ対策（バイパス管整備）は、施設及び基幹管路整備後（H34～35）の施工とする。			
整備期間をまとめると以下のとおりです			
・施設の耐震化：現行どおり（～H33）			
・基幹管路の耐震化：完了年度 H41からH33 に見直し（7年短縮）			
・バックアップ対策：残整備年度 H33-34をH34-35に見直し（1年延伸）			
・復旧対策：現行どおり（～H24）			
②財源確保のため、国庫補助金を活用するとともに、水道事業内での経費削減及び水道料金を含めた資金計画の検討を行う。さらに、愛知県県営水道料金の値下げを愛知県に要望する。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	・事業の早期完了（平成41年から35年完了）への検討を行う。		・国庫補助金 36,000千円
	・管路の耐震化工事を国庫補助事業にて施工する。		
	・県営水道料金の値下げについて愛知県に要望する。		
平成24年度	・水道ビジョンの改訂業務（H24-25）を市民参加で実施し、資金計画等について、検討する。		・市民が現況の水道事業を理解することができる。
平成25年度以降	・市民参加による水道ビジョンの改訂業務で、水道事業の今後について決定する。		・今後の方針が公表できる。

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	23	担当部・課・係名	市民生活部防災危機管理課防災危機管理係
事務事業名	防災一般事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	現行どおり・拡充		
1 事業仕分けの論点、課題等			
① 備蓄品の整備について、地震発生確率が80%もある中で、何年度に全ての配備計画が完了するのか。また、備蓄品が100%でない現時点で避難所間の移動手段、輸送手段はどのようなになっているか。市民に安心感を与える事業を展開する計画があるのか。 ② 帰宅困難者対策について、市外からの通勤者が6、7千人くらいいるが、市民の避難者2万3千人とあわせて3万人をどのように受け入れ、対応するか。 ③ 物資の輸送手段について、備蓄食料が市内の拠点倉庫4か所にしかない。災害時において物資の輸送は無理なのではないか。 ④ 企業との支援（連携）体制について、遠くの避難所に行かなくても企業が救ってくれることがあれば、避難所が59か所ある必要もなく、最低3日間はしのげるのではないか。			
2 1に対する取組方針			
① 今年度中に備蓄品の配備計画及び更新計画を作成する。 ② 帰宅困難者数を把握する。帰宅困難者対策について、徒歩で帰宅する方には、徒歩帰宅支援マップを作成し、ホームページでも公開している。また、帰宅困難者も避難所で受け入れをしていく。 ③ 食料品の配置場所については、各避難所の防災倉庫に配置するよう備蓄品の配備計画の策定で検討していく。 ④ 企業との連携については、まず私立学校等と避難所の指定について検討していきたい。帰宅困難者対策もあり企業が避難所として対応できるか検討していく。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	①③ 備蓄品の配備計画を策定する。 ② 帰宅困難者の把握。 ④ 企業、私立学校等との避難所の指定を検討する。		
平成24年度	①③ 配備計画を実施計画及び予算要求時に提示。計画に沿った備蓄品の配備を進める。 ④ 企業、私立学校等との避難所の指定を検討し、調整できれば協定を締結する。		
平成25年度以降	①③ 計画に沿った備蓄品の配備を進める。 ④ 企業、私立学校等との避難所の協定について検討し、調整できれば協定を締結する。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	24	担当部・課・係名	教育振興部 学校教育課 学事係
事務事業名	野外センター活用事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①経費削減	一般利用をなくして借地料の削減は可能か		
②経費削減	他市と共同運営を検討		
③事業見直し	将来コストも含めて事業を検討してほしい		
④歳入改善	経費にみあう利用料金の見直し		
2 1に対する取組方針			
① 公益のために占用する固定資産税は減免の対象とはなりうるが、この場合、借地料が無料の場合に限られている。したがって、一般利用の有無が借地料削減にはつながることはない。また、管理運営経費は管理人人件費、公共料金、法定点検料、委託料、修繕費などであり、この経費を削減することは難しい。 ② 財政状況が厳しい状況であり、新たに共同運営をしようとする市町村があるとは想定しにくい。しかし、県の野外教育センター廃止の検討が今後予想される中、他の市町村に利用をPRしていくことは可能であると考えられる。 ③ イニシャルコストは、施設の長期使用により軽減を図ることができる。ただし、施設更新の時期には、今後のあり方について検討すべきである。 ④ 経費のほとんどを自然教室の運営に費やしており、一般利用のための経費負担は少ない。また、利用料の増額改定が歳入増に結びつくとは想定されず、したがって、事業費の圧縮にはつながらないと考えられる。 以上のことから、野外センター管理運営経費は、実りある教育の実践の一つとしての自然教室を行っていくために必要な経費であり、事業費を削減するのは難しい。したがって、野外センターを新城市作手地区及び根羽村に開設した意図及び自然教室のねらいや効果を市民や保護者により理解してもらえよう努めていく方針である。 また、野外センターをより有効に活用するため、一般利用に対するPRや、他市町村への利用促進についても積極的に行うこととする。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	・ 野外センター周知及び一般利用促進のため、ホームページの充実・パンフレットの見直しをする。		
平成24年度	・ 野外センター設置場所の意図及び自然教室開催のねらいや効果について周知を図る。 ・ 他市町村へ野外教育活動での安城市野外センターの利用をPRする。		
平成25年度以降	・ 県野外施設の今後の動向にもよるが、他市との共同運営について協議する。		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	25	担当部・課・係名	生涯学習部文化財課管理係
事務事業名	歴史博物館・市民ギャラリー・埋蔵文化財センター施設管理事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
① 受付案内事務等の委託について、施設管理協会との随意契約ではなく民間業者も含めた入札の方が契約金額が安くなるのではないかと。委託の業務内容をからすると臨時職員での対応も可能ではないかと。また、民間業者も含めた入札や指定管理者制度を導入することは契約の透明性にもつながると思われる。 ② 指定管理者制度の導入について、事業も含めた施設全体ではなく、施設管理部分だけでの導入を検討する必要があるのではないかと。また、指定管理者制度を導入することにより、現在、職員が行っている委託等の契約業務やその他の管理関連事務が必要なくなり、経費節減になるのではないかと。			
2 1に対する取組方針			
① 施設管理協会との契約について、民間業者への委託、臨時職員への切替等、指定管理も含め、検討していく。 ② 収蔵品の管理や調査研究、その成果を生かした展示の企画などの業務は専門的な知識や継続性が必要なため指定管理にすることは難しいことと、現在、本市で指定管理を行っている施設は、総て事業も含めて指定管理にしていることから、施設管理だけの指定管理の検討は行ってこなかった。指定管理者制度の導入については、経費節減の視点からだけでなく、施設利用者を増やすための展示のあり方や施設運営の方法などの見直しも行いながら、指定管理にすることが難しい収蔵品の管理や調査研究等の業務を除き、施設管理だけの指定管理者制度の導入について検討していく。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	施設管理協会との契約について ・受付案内業務等の臨時職員への切替検討。 ・切り替えた場合の問題点等の整理。 指定管理者制度について ・施設管理だけを対象にしている事例調査。 ・当施設で行う場合の問題点の検討。		
平成24年度	受付案内業務等について ・施設管理協会への委託から臨時職員へ変更。 指定管理者制度について ・施設利用者を増やすための施設運営のあり方の検討 ・当施設への導入について、施設管理だけで始める場合の問題点の整理。 ・施設管理に含める業務範囲の整理。		・受付案内業務等の委託から臨時職員への変更した場合 ▲8,000千円余の減が見込まれる
平成25年度以降	指定管理者制度について ・平成25年度に指定管理者制度を導入していくかどうかの結論を出す。（空調等の運転管理業務や施設清掃等の長期委託契約が平成23年10月から平成26年9月末までのため）		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	26	担当部・課・係名	保健福祉部社会福祉課社会福祉係
事務事業名	社会福祉協議会運営支援事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①社会福祉協議会の自立（人材育成、財政基盤の強化） ②社会福祉協議会の今後のあり方の明確化（目指すべき方向性） ③業務量と職員の適正配置（人件費等の削減）			
2 1に対する取組方針			
事業団・社協の統合効果を高めるとともに、組織の活性化を図るために平成21年度に策定した「中長期計画H21～25」及び組織体制の強化や事業推進のあり方を明確にした「基盤強化計画H23～30」に基づき計画的に実施する。 ①市派遣職員の引揚げ計画、外部の人材登用及び職員の研修体系の見直しについて検討する。 また、自主財源（会費）増額確保の方策について検討する。 ②各事業部門（地域福祉活動推進、相談支援事業、福祉サービス事業、福祉センター事業）について方向性を具体的に検討する。 ③業務量について精査し、職員配置を再検討する。 同類施設の事業運営について研究し、事業運営の検証及び見直しについて検討する。（委託可能な事業の洗い出し）			
3 今後の取組			
			見直し効果
平成23年度中	①先進事例の調査・研究及び次年度に向けて対応可能なものの抽出 ②現在取り組んでいる各事業の現状分析及び今後の方向性の検討 ③業務量、職員配置及び事業運営について検討 ・24年度当初予算のマイナス5%シーリングの実施 心配ごと相談開催回数の見直し		
平成24年度	①市派遣職員の引揚げ計画及び役職付職員研修計画の策定。自主財源（会費）の増額確保 ②社協の各事業の方向性について、社協と協議及び計画策定 ③検討結果に基づき、社協と協議及び計画策定		・心配ごと相談開催回数減（地区月2回→月1回）▲96千円 平成24年度当初予算対前年度比マイナス5%シーリング実施 （市費投入事業の事務費・事業費▲18,000千円見込み）
平成25年度以降	①計画的に順次実施 ②計画的に順次実施 ③計画的に順次実施		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	27	担当部・課・係名	保健福祉部社会福祉課高齢福祉係
事務事業名	敬老事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①祝品、祝金の縮小等事業見直しについて、市民の意見を聞く必要がある。 ②町内会敬老事業について、現状把握を行い地域の独自性を生かした事業を検討する必要がある。 ③高齢者名簿について、個人情報保護からも廃止を検討する必要がある。			
2 1に対する取組方針			
①老人クラブ（本人、家族）等へのアンケート調査を行い、ニーズの把握に努める。 ②①の結果を基に、地域の独自性も考慮した事業の見直しを検討する。 ③判定人の意見の一部には継続を望む意見もあったが、個人情報保護などから廃止の検討を望む意見が多かった。①の結果を基に廃止を含め検討する。			
3 今後の取組			見直し効果
平成23年度中	①老人クラブに本人用、家族用と2種類のアンケート調査を行い、高齢者自身の意見、家族としての意見、双方のニーズ調査を行う。 上記以外に地域の意見を聞くことを目的としたアンケート調査を行う。		
平成24年度	②、③平成23年度で行ったアンケート結果を基に敬老事業を見直し平成25年度反映を目標とする。		
平成25年度以降	②、③見直した内容で実施		

事業仕分け結果に対する市(課)の方針

事業番号	28	担当部・課・係名	保健福祉部国保年金課医療係
事務事業名	子ども医療費助成事業		
仕分け判定結果	要改善		
市としての取組方針	要改善		
1 事業仕分けの論点、課題等			
①受診率の抑制を図るため、自己負担を求めるべき 特に受診率増加による医療現場への影響(弊害)の有無			
②歳出削減を図るため、所得制限等を導入すべき			
③助成対象年齢の見直し(年齢の引下げと高校生世代への拡大)			
④事業の有効性(効果)を検証し、他の健康増進事業との連携や代替事業を検討すべき			
2 1に対する取組方針			
この制度は、各市の施策としているが、本来は広域で統一的に取り組むべきテーマである。 県の補助金を受けて実施しており、県や他市の動向も判断材料とする。			
① 県の補助制度見直しや県内他市の動向を踏まえ、自己負担の実施方法や導入時期を検討する。			
② 県の補助制度見直しで、所得制限が設けられれば、市単独助成分も含め見直しを行なう。 ※市独自では所得制限は設けない。			
③ 市長公約が対象年齢の拡大であることから、当面、引き下げはできない。 なお、高校生世代への拡大は、県による補助制度見直しの方向性等を見据えた上で行う。			
④ 1人当たり医療費や受診率等各種統計数値の推移や成果指標との関連性を検証する。 また、一部自己負担を課した場合の影響などについても検討する。 なお、医療費助成以外の健康増進事業の是非(可能性)についても検討する。			
3 今後の取組			
		見直し効果	
平成23年度中	・医療機関との意見交換 ・県や各市の動向調査 ・適正受診への啓発		
平成24年度	・自己負担の手法や影響について検討 …定額制か定率制・現物給付か償還払 ・高校生世代への拡大の範囲、時期、手法などの検討…入院のみか入通院とも・無料化か自己負担を導入するか		
平成25年度以降	・自己負担の導入 ・対象年齢を高校生世代に拡大 なお、実施の時期については、県などの状況を見定め実施する。 市民の理解を得ることや関係機関の調整が必要となる。		